附則第十八条の七の二第五項中「又は第三十五条の二の二第一項」を「、第三十五条の二の二第一項又は第三十五条の三の六第一項」に、「若しくは法」を「、法」に改め、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第八項の表法第三十二条第三項の項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加え、同表法第四十五条の二第一項の項中「第四十五条の二第一項ただし書」に、「附則第三十五条の四の二第一項」を「附則第三十五条の四の二第二項」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「附則第三十五条の四の二第一項」を「附則第三十五条の四の二第二項」に改め、同条第十三項中「又は第三十五条の二の二第五項」を「、第三十五条の二の二第五項又は第三十五条の三の六第四項」に、「若しくは法」を「、法」に改め、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「若しくは法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第十五項第三号中「附則第三十七条の三」を「附則第三十七条の四」に改め、同条第十七項の表法第三百十三条第三項の項中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加え、同表法第三百十七条の二第一項の項中「第三百十七条の二第一項」を「第三百十七条の二第一項ただし書」に、「附則第三十五条の四の二第八項」に改め、同表法第三百十七条の二第三項の項中「附則第三十五条の四の二第七項」を「附則第三十五条の四の二第八項」に改める。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第二十一条の二　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の三の六第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第二十二項及び第二十三項」を「附則第十一条第二十一項及び第二十二項」に改める。

附則第二十七条の三第五項中「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に改める。

附則第三十一条第三項を削り、同条第四項中「附則第五十一条第四項」を「附則第五十一条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第五十一条第五項」を「附則第五十一条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第五十一条第六項」を「附則第五十一条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十二条を次のように改める。

（東日本大震災に係る自動車税の特例の適用を受ける自動車等）

第三十二条　法附則第五十四条第一項に規定する政令で定める自動車は、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされた自動車又は同法第十六条第二項の規定による届出がされた自動車とする。

2　法附則第五十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する自動車等持出困難区域内の自動車の所有者（法第百四十七条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該自動車の主たる定置場所在の道府県の知事に提出しなければならない。

附則第三十二条の二を削る。

附則第三十三条第五項及び第十五項第二号中「第二十四項」を「第二十一項」に改め、同条第十七項から第十九項までを削り、同条第二十項中「附則第五十六条第十三項に規定する政令」を「附則第五十六条第十二項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に、「第二十四項」を「第二十一項」に改め、同条第十九項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「附則第五十六条第十三項」を「附則第五十六条第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「附則第五十六条第十四項に規定する政令」を「附則第五十六条第十三項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十四項」を「附則第五十六条第十三項」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「附則第五十六条第十四項」を「附則第五十六条第十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「附則第五十六条第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「附則第五十六条第十五項に規定する政令」を「附則第五十六条第十四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第五十六条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十八項中「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「附則第五十六条第十五項に規定する政令」を「附則第五十六条第十四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十六項第一号」を「第二十三項第一号」に、「附則第五十六条第十五項」を「附則第五十六条第十四項」に改め、同項第二号中「第二十六項各号」を「第二十三項各号」に改め、同項第三号中「第二十六項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十九項中「、第二十三項又は第二十六項」を「又は第二十三項」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項を同条第二十七項とする。

附則第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

附則第三十五条の見出し中「の種別割」を削り、「者の範囲」を「軽自動車」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第五十八条第一項に規定する政令で定める軽自動車は、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされた三輪以上の軽自動車とする。

附則第三十五条第二項を削り、同条第三項中「附則第五十八条第六項」を「附則第五十八条第二項」に、「同条第二項に規定する二輪自動車等」を「二輪自動車等（同項に規定する二輪自動車等をいう。第四項において同じ。）」に改め、同項第一号中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同項第二号中「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第五十八条第八項」を「附則第五十八条第三項」に改め、「、小型特殊自動車であつて」を削り、「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に、「もの」を「小型特殊自動車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第一項から第三項まで」に、「同項に規定する対象区域内軽自動車等」を「法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域内の三輪以上の軽自動車、二輪自動車等又は小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第四十条第十三項中「取得し、又は」を削り、同条第十六項前段中「取得する三輪以上の軽自動車又は」を削り、同項後段中「とする」とあるのは「三輪以上の軽自動車又は軽自動車等とする」と、同項各号中「取得し、又は所有する自動車」とあるのは「取得する三輪以上の軽自動車又は所有する」を「」とあるのは、「」に改める。